

東京の自治のあり方研究会設置要綱

	平成21年9月4日	東京都
	平成21年8月7日	特別区長会
	平成21年8月28日	東京都市長会
	平成21年7月28日	東京都町村会
改正	平成25年3月26日	東京都
	平成25年3月15日	特別区長会
	平成25年3月27日	東京都市長会
	平成25年3月27日	東京都町村会

(趣旨)

第1 将来の都制度や東京の自治のあり方について、都と区市町村共同の調査研究を行うため、東京の自治のあり方研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2 研究会の設置期間は、第1回研究会開催の日から平成27年3月31日までとする。ただし、東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会（以下「4団体」という。）の長は、協議により期間を延長又は短縮することができる。

(報告)

第3 研究会は、調査・研究の成果をとりまとめ、4団体に報告する。

(委員)

第4 研究会は、地方自治制度や行政に関する分野に造詣の深い学識経験者及び行政実務者のうち、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 学識経験者のうち4団体の長が委嘱する者 7名程度
- (2) 行政実務者のうち都知事が指名する者 4名
- (3) 行政実務者のうち特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の長がそれぞれ指名する者 各2名

(座長)

- 第5 研究会に座長を置き、座長は委員の互選により選任する。
- 2 座長は、研究会を招集し、研究会の会務を総理する。
 - 3 座長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員（副座長）がその職務を代理する。

(部会の設置及び運営)

- 第6 研究会に、部会を置く。
- 2 部会は、第4(2)及び(3)に基づき指名された行政実務者の中から、

- 4 団体の推薦に基づき構成する。ただし、これによりがたい事情がある場合は、4 団体は、前記以外の者を推薦することができる。
- 3 部会は、研究会において調査研究を行うために必要な事項について、情報収集・調査研究を行い、研究会に報告する。
 - 4 部会に部会長を置き、部会長は、部会において、構成員のうちから互選する。
 - 5 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
 - 6 部会長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員（副部会長）がその職務を代理する。

（経費）

- 第7 研究会及び部会（以下「研究会等」という。）の運営に要する経費は、東京都が12分の6、特別区長会が12分の3、東京都市長会が12分の2、東京都町村会が12分の1の割合で分担することとし、その分担金をもってこれを支弁する。
- 2 研究会に監事を置く。監事は、期日を定めて出納及び会計事務を監査し、経費の収支報告に当たっては、意見書を添付するものとする。
 - 3 監事は、行政実務者の委員のうち、研究会が指名する。

（会計年度）

- 第8 研究会等の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わるものとする。

（事務局及び庶務）

- 第9 研究会等の事務局は、4団体共同で設置し、研究会等の庶務は、東京都総務局行政部、特別区長会事務局、東京都市長会事務局及び東京都町村会事務局が行う。

（補則）

- 第10 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。